

■議案第39号 四万十町轟公園等条例の一部を改正する条例について

【要旨】

町が管理を行っている轟公園等施設について、次年度以降、指定管理者制度の導入による管理が可能となるよう、同条例の一部を改正するものです。

【改正の内容】

- ・ 四万十町轟公園等の施設の名称及び位置を修正します。
- ・ 指定管理者による管理、業務の範囲等について、条例に追加します。